

神戸地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1. 日時

平成18年10月31日（火） 15:00～17:45

2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3. 出席者

（委員）

池田志朗，勝沼直子，坂田正人，妹尾美智子，芹田健太郎，田中祥子，田中秀雄，西畑彰夫，早川 徹，林 醇，的場純男，村上和子，山田信二，横山公一
（五十音順，敬称略）

（庶務）

寺田俊弘，本郷忠彦，和田 勉，吉田 進，新津隆弘，藤田康夫，藤井 徹

4. 委員の交替について

4.1. 新任委員の紹介

坂田正人委員（平成18年10月1日付け）及び横山公一委員（平成18年5月11日付け）の紹介があった。

4.2. 委員の再任等

神戸地方裁判所長が委員として再任となったが，引き続き委員長を務めることが了承された。

5. 議事（◎は委員長，○は委員の発言）

5.1. 裁判所において新しく始まった手続について説明等

5.1.1 労働審判手続について

神戸地方裁判所第6民事部裁判官から，「労働審判手続」について説明を行った。

5.1.2 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する手

続について

神戸地方裁判所第2刑事部裁判官から、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する手続」について説明を行った。

5.2. 各委員から提案のあったテーマについて意見交換

◎ 神戸地方裁判所委員会で協議すべき事項についてのアンケート調査では、「裁判所の広報活動」及び「国民が利用しやすい裁判所」に関する意見が多かったので、これらのテーマについて意見交換を行いたい。

まず、「裁判所の広報活動」のうち、「裁判所の一般広報」について、御意見を伺いたい。

- 「神戸裁判デー」以外に一般市民が裁判所を身近に感じる広報行事が行われていないような気がする。神戸地裁のホームページに、「裁判所職員を目指す人のための裁判所見学セミナー」が掲載されているが、一般市民向けにもこのような行事があってもいいと思う。また、年に3、4回は日曜日に開催し、101号法廷の見学や説明会を行ってはどうかと思う。
- 裁判所ホームページの判例検索を利用して見たが、事件名が間違っているなどのメッセージが表示され、一般の人には使いづらいものであった。また、裁判所が変わろうとしているのであれば、神戸地裁のページに、例えば、「神戸地方裁判所で扱っている裁判の中身から見えるもの」など、神戸らしさを感じさせるコラムとか、取っつきやすいものがあるのもいいのではないかと感じた。
- 一般の人は裁判所と聞いただけで、「しんどい」という印象を持ってしまう。裁判所に入りやすい雰囲気にするのは大事で、企業や県立美術館でやっているように、ロビーでミニコンサートを行ったり、前庭に桜を植えてはどうかと思う。
- 市役所の職員でも、裁判所に行くんだというと、「何かあったのか、何の用事で行くのか。」と特異な目で見られる。ミニコンサートであればこちらでも出演者の確保ができるのではないかとと思う。
- 裁判所というのは市民生活とは縁遠いと思う。知り合いがテレビの法律関係の

番組に出演したことをきっかけとして、法律や弁護士、裁判所を身近に感じるようになった。そういうきっかけでもないと、縁遠いままだと思う。裁判所のホームページも、今回、地方裁判所委員になって初めて見たというのが実情である。

- そうはいつでも、裁判所では正義が行われるという厳しさも必要ではないかと思う。ミニコンサートを開催することもいいことだと思うが、凜とした基本の部分は残したままで建物を活用する必要があると思う。
- 裁判所、司法の目的とは権利を守ることであり、妥当な判決の積み重ねによって国民の信頼を保つ必要がある。そのためには建物も含め、ある程度の権威も必要だと考える。また、最近、弁護士や医者がテレビに出て、ピーアールしているが、職業柄、公認会計士は出づらい。裁判官や検察官も同じで、境目のようなものがあるのではないかと思う。
- 権威を守る必要はあるが、相手を思いやる気持ちも必要である。相手を思いやる気持ちの上に権威が必要と思う。もし、裁判所職員の対応に権威が見え隠れしているようであれば気をつけるべきで、できるだけ親しみやすい雰囲気を出すべきだと思う。
- ◎ 利用する側から見た場合に、裁判所は使い勝手が悪いところがあるのかもしれない。特に、民事裁判は国民に利用してもらう必要があるので何かあったときに裁判所に行ってみようという身近さは必要だろうと思う。
- 例えば、HAT神戸のジャイカの建物の中に研修員用の食堂があるが、一般にも解放されている。また、トイレも自由にお使いくださいと書いてある。神戸地裁の場合は、食堂が地下にあり暗いイメージで利用者が少ない。外からはまず入ってこないし、裁判所に用事があってきている人でも利用しないのではないか。もっと利用しやすくすべきであるし、裁判所の周辺には公衆トイレがないので、一般の人にも利用しやすいような工夫をすべきだと思う。
- みなさん税務署に行くのを嫌がるが、パンフレットが置いてあったり、職員も親切に対応してくれている。神戸地裁は比較的オープンで、ロビーにテレビが置

いてあったりして、雰囲気としてはいい方ではないかと思う。

- 裁判所は一般国民からはかなり遠い存在と感ずるので、親しみを出すも行っても、かなり大変なことだと思ふ。
- ◎ 心理的な距離があるということのようであり、建物の使い勝手や職員の親切な対応については、今後とも検討していく必要があると思ふ。この問題は今後とも継続して御意見を伺うこととしたいが、引き続き、裁判員制度に関する広報についての御意見も伺いたい。
- 税務署の雰囲気が良くなり、広報活動が変わってきている。広報官がやってきて、税務関係の説明会開催案内を配っており、切手をはった申込み用の封筒まで用意している。また、市役所でも出前トークをやっているし、積極的な広報が必要と思ふ。
- 税務署は利用する側にとって行く必要がある。裁判員制度とはそこが違ふところである。個別に実施してもなかなか効率が上がらないような気がする。時機を失しているかもしれないが、マスコミを使う必要があるのではないか。
- マスコミに依頼するという手段もあるが、マスコミの担当者が興味を持っていたり、必要性があれば番組にしたり特集を組んでくれるがなかなか難しい。税関も施設を一般公開したり、ファッションショーを開催させてくれている。税務署でも税の日に作文を書いたりする行事をやっている。神戸地裁でも、西隣の湊川神社を含めた景観や神戸地裁の建物の美しさをいかして、敷地内で写生会を行ったり、裁判所に関する作文の募集をしてはどうかと思ふ。

裁判員制度が国民になかなか浸透しないとのことであるが、新たな取組というのは、始まったら広がるものである。労働審判制度も裁判官という裁判のプロと審判員という裁判のアマチュアが一緒になって成果を上げられているようであり、志のあるアマチュアは一生懸命プロに近いサポートをしようと思ふ。数の問題でもなく、マスコミを使っても大きな効果は望めない。やり続けることは必要だが、時期を待ってもいいのではないかと思ふ。

- 裁判所が裁判員制度の広報活動はかなり行っているというのはよくわかるが、同じことを繰り返している以上はマスコミとしては取り上げづらい。現時点で、裁判員制度に関する記事は書き尽くされていて、実際のところ、裁判員への取材の在り方など、裁判員制度が始まったあとの方に議論が移っている。
- 仲間由紀恵を登用した裁判員制度の広告が新聞に掲載されていたし、神戸地裁も地道に広報活動をやっているのはわかる。今後の広報活動として、三庁で裁判員模擬裁判を行っているが、一般にも開放してはどうか。また、三庁のトップが裁判員制度の啓発活動のために県知事を訪問したと新聞に載っていたが、三庁のトップによるビラ配りも新聞等に取り上げてもらえると思う。また、サンテレビで、評議を上映し、その後に所長が裁判員制度の説明をするなどの番組を企画したらどうだろう。
- これだけ大々的な制度なのだから、国がお金を出して、民間の専門家に任せるべきではないかと思う。
- 広報は継続しないと意味がない。神戸市婦人団体協議会では、「婦人神戸」という機関誌を月2回、10万部発行しており、税務署からは年4、5回記事の掲載依頼がある。裁判所からも原稿を持ってきてもらえば、無料で紙面を提供できる。
- ◎ 貴重な御意見を頂きありがとうございました。裁判所として、これらの御意見について、参考にできるものから取り組んでいきたいと思う。

時間となりましたので、この議題については今後も引き続き御意見を頂くとして、今回はこれで終了としたい。

5.3. 次回の議題

- ◎ 次回のテーマ及び日時についての御意見を伺いたい。
- 受付窓口の在り方をテーマにしてはどうか。また、神戸家裁委員会で出された意見に基づいて、神戸家裁では調停事件の利用者アンケートを実施し、それによって改善が行われたと聞いており、神戸地裁でも同様にアンケート調査を実施す

ることについても議論してはどうかと思う。

- ◎ それでは、次回は、国民が裁判所で最初に接する受付窓口の現状等を実際に御覧いただいて、その後、その印象などについて意見交換をしていただくことにしたい。

5.4. 次回期日

平成19年3月6日（火）午後（時間未定）